（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第八条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「証券発行の」を「地方財政法第五条の五第二項に規定する地方債証券等（次号及び第三十二条第五項第四号において「地方債証券等」という。）を発行する」に改め、同項第二号中「証券発行の」を「地方債証券等を発行する」に改める。

第三十二条第五項第四号中「証券発行の」を「地方債証券等を発行する」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一条第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

（調整規定）

第十条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一条第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。	第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定中「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、」を削る。 附則第一条第十号を次のように改める。 十　削除 附則第一条第十一号及び第十二号中「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

国家情報会議設置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二十八号

国家情報会議設置法

（趣旨）

第一条　この法律は、国家情報会議の設置及び所掌事務等について定めるものとする。

（設置）

第二条　重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条　会議は、次の事項について、調査審議する。

一　次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針

イ　関係行政機関における重要情報活動の重点

ロ　関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項

ハ　情報収集衛星（我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星をいう。）の開発及び運用に関する重要事項

二　外国情報活動への対処に関する基本的な方針

三　重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価

四　重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価

五　その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項

（組織）

第四条　会議は、議長及び議員で組織する。

（議長）

第五条　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理する。

（議員）

第六条　議員は、前条第三項に規定する国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てる。

2　議長は、前項の規定にかかわらず、第三条第四号に掲げる事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の同項に規定する国務大臣のうち当該事案に関係する者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うことができる。

3　議長は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第一項に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

4　前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。第八条第二項において同じ。）がその職務を代行することができる。